

【発表】

林公子

『弘前藩庁日記』の記述と「別紙／別帳」との関係について

1. 『弘前藩庁日記』延宝〜元禄

今まで武井先生にご紹介いただいたり、それから弘前で見てきたところでは、「別紙」にあるとか、「別帳」にあるとか、日記以外に記録が存在しているというのを窺わせる記述がいくつか出て来ています。一応、延宝から元禄までのところで取りますと、次のようなどころでそういう記述が見られます。

延宝五年九月十六日条では、「今日御客様御出に付て、御振舞之諸式、并御役付等、是又御馳走之操被仰付候に付て諸規式等御書出、別紙に万端之儀、委細有之候故、一々不及記。右之外之分、末に段々記之」とあります。ここでは、「御振舞之諸式」、「御役付」、それから、「御馳走」についての「諸規式」が「別紙」にあるので、一々は書かないというふうに出ております。

また、延宝五年九月二十七日条では、これは久世大和守が来ていて、結構大がかりな振舞いだった時ですが、「御振舞之諸式、并御役付等、別紙御書付有之」とやはり出て来ます。

それから、元禄に入っても同じような記述がありました。元禄三年二月十一日条、「今日操之規式、委細別帳に有之」。元禄七年三月十一日条には、「御講談御拜聞被遊候。為御祝儀、今日操被仰付。御客様并見物被仰付候御家中の面々、別帳に有之。操舞台の図、御

座敷図、右御客付帳共に、生田原之丞方に有之。但、土佐大掾参候」とあります。ここでは、「操舞台の図」とか「座敷図」とか、あるいは客の付帳などがあるというように書かれています。

次の元禄八年六月十一日の記事は、行を分けて載せていますのは、それぞれ別々の箇所から抜き出してきたのですが、「御参府已後初て、清昌院様、長寿院様、被為入候付、狂言被仰付候、諸色之覚」とあります。この何々の覚というのは、しょっちゅう出て来るわけですが、それが別の記録であるということは必ずしも意味しないと思うのですが、同日の記録で、このように並べて記されているのを見ると、「覚」というのは別の記録があると考えてよいのではないかなという気になってくるわけです。「御家中へ、見物被仰付候覚」とあって、これはいわゆる誰が見物を許されているかという一覧になります。そして、「御座敷圍并見物所之図、別紙に有之」、これは張り出されたという記事が、元禄七年三月十一日の記事ですが、出ていますので、こういうものはやはり作られていたのだらうと思います。

続いて他にも元禄十年五月二十一日、「右、御見物事之一巻、別帳にも記置之」とか、元禄十二年十月二日、「夕御膳前、御菓子式度。御膳過三度上之。委細御膳方に記之」とあります。ここでは、御膳方にそういう別の記録があるということが出て来ます。それから、やはり元禄十四年十二月二十一日ですが、歌舞伎上演の時に「委細別帳に有之」とあります。あるいは、元禄十五年三月六日には「右、御見物被仰付候付、諸事役付、帳面別帳に有之」というように出て来ます。

もちろん、この時期の別帳というものは、記録の中には残っていないわけなのですが、夏に弘前の図書館に行った時に、別帳のよう

なものを見付けましたので、今日はこれについて少しご紹介をしたいと思います。

2. 『満佐姫様御鉄漿初御祝之次第 扣』

ただ、これはまず非常に時代が下がります。享和三年です。それから、残念なことに、これは鉄漿初の祝いなのですが、芸能記録は出て来ません。享和という時期は、つまり弘前藩は天明の飢饉を過ぎた時期ですので、それなりにお祝いはきちんとしている感じなのですが、そういう芸能を上演するというようなことをする余裕はあまりなかったのではないかと思います。ただ、この時期については、あまり踏み込んで調べている時間がなかったので、よくわからないところばかりです。

資料は『満佐姫様御鉄漿初御祝之次第 扣』というもので、ここに写真に撮ったものを印刷して来ました。一冊になっているのですが、実は四つの部分から成っています。丁が変わっていて、そこにプリントに鍵括弧で示したようなタイトルにあたるようなものが最初に書かれていますので、そこで記録の性質が変わっているという事は、書式の上からも明らかです。

一応、資料の方に翻刻をしておきました。一枚目は江戸日記の方なので、飛ばしていただきまして、次の頁からが、この資料の翻字になります。表紙に「御附御書方」とあって、「御書方」の人物が書いたものであるということが明らかになっています。最初の部分は「御姫様御鉄漿初御祝儀」となっています。丁数にして九丁で、それほど長くはありません。ざっと目を通していただきますとわかりますように、まず当日の床の飾り、それから、どのような次

第でこの祝儀の式が行われるかということ、それから、一番最後にその日の着服規定が記されています。翻刻の一頁目から二頁目の「右之通 御出座前飾置也」というところまでが、床飾りのことになります。次から当日の次第が順番に書かれていまして、四頁の中央あたり、「御祝之御當日御産神江御最花 百匹 御姫様より御代参を以罷越候事」のところまでがそれにあたります。その次は二丁分ぐらいなのですが、「御祝御當日着服左之通」とある部分です。以上のような三つの部分から成っています。

それから、丁が変わりまして、次が「満佐姫様 御鉄漿初二付阿部伊勢守様同御奥様被進方 目録 扣」になります。字は「目論」となっているようなのですが、目録のことだと思います。そして、やはり「御書役」が付いているとあります。

満佐姫というのは、津軽信明の息子寧親の娘です。阿部伊勢守は信明の姉妹を室にもらっていますので、この「御奥様」が満佐姫に とっては父親の叔母にあたるという関係で、主客の形で出て来ます。そして、それぞれ阿部伊勢守とその奥方からの進物の目録が載せられます。それに六頁目には「九山大御奥様」という人が出て来まして、女中への進物の控えが記されています。

その次に丁が変わってこれが結構長いのですが、「満佐姫様御鉄漿初御祝御取替之写」と書かれているものがあります。これは満佐姫への様々なお祝いの品を、それぞれ誰かが立て替えて先に用意をするように、その控えの写しになっています。七頁目に「屋形様」「御前様」と出て来ますが、寧親の正室と側室だと思えます。どちらがどちらかまでは、まだ確認ができていません。寧親の正妻は後に光円院と呼ばれるようになる人物です。それから、次に出てきます「真寿院」「瑤池院」は、先代の信明の「真寿院」が正室で、

「瑤池院」が側室です。その次に出てくる「数姫様」「於共様」「権之助様」と出て来ますが、後で家臣たちに下げられる料理の項目のところで、「乳持」というのが出て来るので、三人ともまだ幼少と思われまして、おそらく満佐姫の弟妹なのではないかと考えられます。

そういう御姫様への進物、それから、それに対する御姫様の返礼の進物がそれぞれ立て替えになっていたようで、その控えになります。

そして、十頁からの最後の部分が、「満佐姫様御鉄漿初御祝儀被下方」で、祝儀の時の家内への下され物の記録です。家内としましたが、御屋形様とか御前様とかもあって、家中だけではないので、こういう書き方をしました。縮緬とかいうのがあったりしますが、ほとんどが金子・銀子、そして御料理です。一番多いので銀子二枚、それから、金子二百疋、百疋、七十疋、五十疋となっています。

料理の方は、一番豪華なのは、御姫様からということで、赤飯・御酒・吸物・取肴二種・御料理二汁三菜・干菓子となっています。皆、付いてきている女性ですので、お女中方ということになるわけですが、御年寄クラスですと、赤飯・御酒・御吸物・引肴二種にお金が付いています。小姓までは大体そのぐらいなのですが、御次女中以下になりますと、御吸物がなくなって、赤飯・御酒・引肴二種となります。それから、仲居・御末になりますと、引肴というのは持つて帰れるように引き出物のような形になっているものことなのですが、それではなくなつて、鉢肴という鉢に盛り合わせたものになつて、赤飯・御酒・鉢肴二種ということになります。このようなランクの違いになっているようです。

それぞれ連れて来ている女中のランクや数は、当然のことですが

人によって違っていて、それぞれに非常に細かくランク付けて下され物があつて、この記録が延々と長く続いています。

そして、十四頁からは、御客様で来られた方の後に、家中の者たちへの下され物が記されます。家中の者たちへの下され物は、御料理は書いてなくて、お金だけになっています。御書役が金五百疋、御錠口の役人がやはり五百疋だけれど、もともとは三百疋のはずだったので、二百ずつは上納するという貼り紙がありました。

一番最後の十六頁のところから、また御料理が書いてありまして、種類はお客様の女中たちと基本的には一緒です。赤飯・御酒・御吸物・引肴が一種か二種か、それから御吸物がなくなつたり、赤飯ばかりとか、御酒にむしり肴一種ずつとかになっていきます。そして、最後に、満佐姫の鉄漿初の「御式御用取役」として、「村田傳次」と「村田吉十郎」とが出てきます。

3. 『弘前藩庁日記』江戸日記 享和三年十一月の記事

享和三年十一月に満佐姫の鉄漿初の祝儀があるのであつたら、この時に芸能の記事があるのではないかと考えて、探し始めたのですが、この享和三年十一月の『弘前藩庁日記』江戸日記には、鉄漿初に関わる記事が四回出て来ます。四日、十三日、十四日、十八日です。十五日が鉄漿初のお祝いの予定の日だったので、日延べになつたようで、十一月中には結局していないようです。その後の記事は見られなかつたので、鉄漿初の祝儀がいつ行われたのかは確認できていないという、中途半端なことになっています。

この十三日の記事のところにおもしろい記述を見付けました。この時期、享和年間は、日記の書き方が、今まで見てきます元禄

とか宝永正徳の頃とは全く違ってきます。それは、武井さんも書いておりましたが、この時期までに二回、日記の簡略化が行われている、一回は延享年間、さらに寛政年間にも項目を減らすということが行われています。そして、結局どういう日記の付け方をしているかといえますと、それぞれの役向きの人間から、こういうことがあったという申し出があったことを記録している形になっているようです。

十三日の記事もそのような形になっています。「御書役申出候 満佐姫様御鉄漿初御祝儀御取替帳一冊書 同阿部いせ守御奥様江被進方目録帳一冊 同御祝儀之次第第一冊 同御祝儀下方一冊 惣帳四冊申出何之通 来ル十五日 満佐姫様御鉄漿初御祝儀之御料理事被仰出候旨 柳塵御用達江申遣候 其節御掛之通御達ニ而申付候」というように、一応翻刻しました。ここに、弘前の図書館に所蔵されている『満佐姫様御鉄漿初御祝之次第』というのが、合冊になっていますが、それぞれ内容は四冊から成っています、それは少し順番は違っておりますが、まさしく私が「い・ろ・は・に」で分けたものと、全く一致していることがわかります。

結局お姫様の御祝儀が十一月になかったものですから、いつ行われたのか、また、それがどのように日記に記録されたのかはきちんと調べられないままになってしまっています。ただ、よその大名家へのお祝いに進物をしたとか、髪置きをしたとかいう記事も出てきますが、どういう式があつて、どういうお客さんが来てということ、細かくはもう書かれていません。

ここに四冊のことが出ていますのは、このようにやっつてよいかというのを申し出て、裁可を仰いだことが日記に記されているのだと思います。こういう式をする時に、次第をあらかじめ予定したもの

のを作るということが、少なくともこの時期には行われていたことがわかります。

あまりにも時間的に差はあるのですが、元禄期までの日記に別帳とか別記と書かれているのも、やはりこのように予定されていたものの形であつて、それをわざわざ写していませんと考えてよいのではないかと思います。そういう目で改めて、寛文から元禄の『弘前藩庁日記』を見てみると、そういうことがどのように書かれているのかということが気になってきます。

4. 『弘前藩庁日記』延宝〜元禄における「見物事」の記事

私たちは芸能記事を一生懸命に見てしまおうのですが、どういふことがどのように書かれているかという目でもう一度見直してみたいと思います。

三頁以降に、各芸能記事がある日の記録に、どういふことがどういふ順番で書いてあるかをあらまし丸数字でまとめて一覧してみました。こうして見てみると、この時期の記述のしかたは、大きく分けると二つあるのではないかと思います。

たとえば、延宝四年二月三日なのですが、「御振舞役付覚」というのが出てきます。こういうような、何々の覚えとか、写しとか、あるいは番組とか番付と書かれているものもそれにあたると思うのですが、なんらかの記録をそのままそっくり写すか、抄写しているらしいものと、そうではなくて、今日あつたことを順番に書いている、普通の記録らしい書き方をしているものと、大体二つに分けられると思います。それほどはっきり大別できるわけではないのですが、なんとなく二つに篩うことができるのではないかと考えられます。

やはり、きちんとした記録があったと思われるものは、大きな見物事で、大きなお客様が来ている大がかりなものが多いようです。当たり前といえば、当たり前の結論なのですが。身内の奥さんとか姉妹とか来ていた時は、あまりそういう記述がされていないようです。それから、初期の寛文とか延宝期の方が、その日にあったことを逐一記録するという感じのものが多くて、元禄期になつていくと、お客様の名前がざつと出てくる、記録を写したような記事が多くなつてきます。献立の種類に関して、いっとういうお菓子が出たかなどが事細かく出てくるのは延宝期ぐらいまでで、後になつてくると、これこれの間のお客様までは二汁三菜とか、そういうランク付けなどのお役人的な記述が増えてくるように読み取れます。

元禄期の一番最後の元禄十五年三月六日の記事なのですが、「大奥様より、今日御見物事被仰付候付、参候役者共井番付、見物被仰付候面々、左に記之」とあつて、最初に狂言組が出てきます。それから、私が客一覽という言い方を取りましたけれども、お客様が誰で、どこでどのような御料理を出したか、表向き、奥向きにはそれぞれどのようなであつたか、また、お菓子をいつ出したかが記されません。そして、その後で、見物を許された家中の名前がずらつと並んでいます。

おもしろいのは、名前が一覧されている中に、今日は当番なので来なかつたという記述がされているので、やはり見物を許された人のリストがあらかじめあつて、それを書き写す際に、この人は来なかつたといったことが記されているのだと思います。

もう一つ見物の一覽の前ところに、心得やこういうふうに着意しなさいということが順番に書いてあります。例えば、「五日之朝より、御舞台へ取懸り候様に、四日晚より可申付事」とか「狂言大

夫見分に参候は、早速舞台楽屋迄、為見候得て、諸事無滞様に可申付事」とかいうように、全部「可申付事」という文体になつていきます。これは三月六日の記事なので、五日の朝から舞台に取りかかれるように、四日の晩から申しつけるようにというのは、明らかにそれ以前に書かれている文章を、ここに引き写していると考へてよいと思います。「可申付事」というのは、当日以前にそういうことを周知徹底させるためにあるわけですから、ここにも「諸事役付、帳面別帳に有之」とあつて、誰が何の役というのは一切出てきていないのですが、そういうものが別にあつて、その中からこの部分だけを日記に書き写したと考へてよいのではないかと思ひます。

そうすると、番付が書かれているかどうかというの、鈴木さんが前に阪口先生が教えて下さつたのを『文学史研究』に紹介されたように、そういう番付をあらかじめ持つて来ているわけですから、それは記録として保管されていたと思ひます。それを日記に書き写すかどうかということだと思ひます。その基準はどこにあつたのかはよくわかりませんが、番付がなくても、振舞の記録としては後々に問題はなかつたと思われまふ。番付を記すことが振舞事の記録として意味があつたと思へるとしたら、前に上演したのとあまり重ならないようにしようとか、前によかつたものを再度注文するとか、そういうことには役立つかと思ひます。でも、なくてもいいのかなとも思へます。『弘前藩庁日記』には、必ず役者にいくらギヤラを払つたかというのが出てきます。これも、その日に出て来る場合と、二三日後に出る場合があります。これも、見物事の準備から最後ギヤラを払うまで、セットとして記録をするという姿勢をこの時には持つていたということが言えると思ひます。ギヤラを払うのはあら

かじめわかっていたというよりも、大体当日かその後記録が出てきますから、これは上演があった後にわかるという性質のものでたのではないかと思われまます。

この古い時代の別帳にあたるものがあると、おもしろいと思うのですが、この満佐姫様の鉄漿初の資料は目録でいろいろなお祝い事の中に分類されています。目録で見ると、次第というのは少なく、一番多いのはお祝いの進物に付いてきた目録やお祝いの文言の控えになります。「次第」とある中では、この満佐姫様の資料が一番古かったと思います。それよりも前のものも、年代的にはあったのですが、それらはお祝いの口上の控えとか、進物の控えのようでした。後は、こういう時にはこうするというようなマニュアルみたいなものはあるようです。もう少しきちんと調査しないとわかりませんが、次第が書かれた別帳のようなものは、意外と残っていないようだという印象を、夏に弘前へ行った時には持ちました。

【デイスカッション】

武井：なんとなく、考えていたことがはっきりしてきました。特に日記の構造というものが覚えてくる感じがですね。なんとというか、ものの次第を並べるような記録は、その時の日記方が几帳面だったから、それを写すけれども、時間がないと「委細別帳」にするという感じでしょうか。

林：前に青木さんが御発表で使われた、延宝五年の途中で落丁があるらしい、清五郎・小平太が来ている時の記事ですが、これにはいっどんなお菓子を出したかが細かく書かれてるんですね。これ

も御膳方にいつ何を出す、前半にはこういうのを三回に分けて出してほしいなどと、注文が書いてある部分は、前日とか前々日の準備段階に日記にそういうのが出てくるので、大体の予定帳みたいなのがあったのではないかと思います。

でも、それを時系列に添って日記に書いて行くというのは、大変だったのではないかと思うんですね。延宝期の記事はわりと丁寧に書いている気がします。お客様や進物に関しても詳しく出ています。しかし、元禄になつてくると、進物に関してはたぶん別帳になつているのだと思いますが、日記には書かれなくなつてくるんですね。内輪の場合は、進物というよりは土産というような形で持つて来ますよね。そういうものを少し最後に記載しているだけで、そういう記事が少なくなつていくようです。延宝の頃はそういう記事がたくさんあつて、一つは大奥の女中が来た時の記録なので、進物のやりとりを細かく記載することに意味があつたのだと思うのですが、こういう進物の記録がだんだん減つて行くというのは、別帳の存在があつたからではないかなという気がします。

武井：日記の書写がだんだんたまっていくことがあつたようですね。そういうことから、日記方の労働時間と労働量の問題が一つあるかもしれません。

青木：別記とか類記の考察がありますよね。何かの行事について、たとえば日記では髪置きありとしか出なくて、詳しくは別帳にあるというような。類記や別記を作る意味が日記の構造の中でどのように位置付けられるかということが考えられています。ただ

ここまででは細かくない。

僕は主に公家の日記を読んでいるのですが、お姫様が深削ぎするということが出てきて、それについては別記となっているのので、探してみると慶応の図書館にあるといったこともありますね。公家・武家を問わず、正式な日記は家の記録として残すのだけれども、先例を探るという意味で別記などを作っていくことになりました。ただ、おっしゃる通り、日記の記述が細かい時もあるので、そういう時には別記がどのように位置付けられるのかという問題もありますね。

どのような用語であったかは忘れましたが、そういう別記について研究がされていたと思います。東大の史料編纂所の所長だった桃裕行という方が研究されていました。その方は古記録学を提唱されています。また、百瀬今朝雄先生は古記録に見る古文書学ということで、日記を読みながらどういうことを見るかということとを、中世を主におっしゃっています。

武井：日記はそういう階層化した構造を、当然持たざるをえないでしょうね。

青木：それから、「御書役」の読みは「おかきやく」かもしれませんね。

林：満佐姫の鉄漿初の儀式を執り行った村田吉十郎という人は、江戸日記の中に、十八日のところに「村田吉十郎申出候 満佐姫様 御鉄漿初御祝儀 御惣家御祝御取替并外之祝被遣方 御帳面等出来入用大奉書より老中紙迄三品渡方申遣申定之通」と出てきて、

帳面を作るために奉書紙が必要になったので請求しているようです。

青木：日記の書役に当番がいて、その当番のところに担当の人が申し出て記録してもらおうという感じですね。申し出ないと残らないような。

林：そのようですね。老中なりというところと、書役が間に入っているのか、単に記録しているだけなのか、私もよくわからないのですが。

武井：十三日の江戸日記の記事とこちらの資料が対応したというところがおもしろいですね。

別帳というのは、「委細別帳」にありと書いて、その後から別帳を作ったというものではないのでしょうか。もともとあつて、それを書き写すのはナンセンスだから別帳にあると書くのでしょうか。

林：延宝五年九月の記事には「前紙に万端之儀、委細有之候故、一々不及記」とか書いてあるのですが、実際はすごく詳しいんですよ。この時は、泉光院様、おむめさまがいらした時なので。だから、お客様としては大事なお客様だったから、記録も詳しくなかったのだろうと思うのですが、もしこの記録が委細でも一々でもないとするなら、もつともものすごいものがあつたのだろうかと思えます。

武井：やはりこういうイベントというものは、紙に書いたものがなかったら組織だつて動けないのでしょね。

林：そうだと思いますね。役付が書かれているのを見ますと、何十人かの間が担当箇所を受け持っているので、まず誰を誰にするかというのを、口頭だけではとても指示しきれなかったと思います。

武井：今だったら、コピーして配るとかできますが、当時は貼り出すということしかないのかな。

林：貼り出したということが見えているのは、元禄八年六月十一日です。でも、この時、貼り出しているのは、図面だけだったと思うのですが。でも、「舞台、御畳揚、板敷、紙にて張之」というところなので、これは図面を貼ったという意味で解してよいのかどうかよくわかりません。

武井：僕ははてつきり、畳を上げたら棘が刺さるから、紙を貼ったのかと思っていました。でも、そうしたら、敷舞台との関係はどうなるのかなと思っていました。

林：私はその次の項目に「御座敷囲井見物所之図、別紙に有之」とあったので、続けて読んで、なんとなくその図を貼ったのかと思いいこんでいましたが、ここで読む限り、そうではないですね。少なくとも、舞台を作りに来る役者たちはここがどういう舞台になるというのことは見せてもらってますよね。それから、お客様

がいらっしやって、中入りになった時の食事がだれがどこになるかもわかっていないと、御膳方は給仕ができないわけですよ。表向きと奥向きの区別もきちんとされていたんでしょね。

武井：一つの仕事として流れるという時に、プログラムがあつて場所があつて、決められた通りに流れていかなと思うのね。毎回、書かれているのが、突然御客が来た場合はどうするかという対応法。流れからはみ出す、不時のお客などに関して、いつの時点かで失敗があつたのかもしれないね。それで、以降は注意書きみたいなのが、毎回出てくるようになった。

林：それもやっぱり役付が出てきている時期ですね。役付けの中に不時のお客様の係がいますよね。近世芸能の饗応ばかりを見ていて他の饗応というのをあまり知らないんですけど、規模が小さくても大きくても、必要とされる事柄は基本的には変わらなかったのではないかと思います。朝から晩までやっていて、近親者であればあるほど、夜中までいるので、夜食を出さなきゃいけないか。たり、格式張った二の膳、三の膳とかではなく、うんどんとかを出さなくちゃいけないので、手間は変わらなかった気がします。

そうすると、大名というのは、政治もしていたらうけれども、半分ぐらいはこうした社交生活に明け暮れていたのだろうと、しみじみ思うんですね。家臣はこういうのを滞りなくやっていかないとだめで、たとえば寧親なども若い頃に勅使饗応をさせられているのですが、そういうのも、やはりこうした饗応の延長線上にあるのではないかと思います。

武井：国元では、主に政治をやっているのかな。

林：そうですね。江戸では、老中とか幕府関係の人をもてなししているという以外は、政治とは遠いようですね。他にやることがないのかなと思います。

武井：情報収集はしなくてはいけないのだと思います。芝居を見るとか、料理を食べるとかの合間の情報収集が大事だったのではないのでしょうか。

林：招いたり招かれたりして行き来をするということはそういうことですよ。

青木：社交ですよ。大名は付き合いが仕事というところがあったようです。一方で將軍は忙しくて、花押を記さなくてはいけない書類が結構たくさんあって、それが主な仕事になってはいけません。大名は江戸にいる限りは、決裁書類とかはあるでしょうが、付き合いが主なのでしょうね。行ったら、裏を返すみたいな感じで、大名なりの社交というものがあつたのだと思います。

武井：そういうことは半分ぐらいはあるのだと思います。決まることは大体決まっています、むしろ合間の情報のやりとりが大事という感じだったのでしょうね。

今回のような、こういう別帳みたいなのがいくつか見つかったらとおもしろいですね。

林：そうですね。もう少し丹念に目録を見て、また弘前と国文研の史料館を見せていただいて。あまり古いところはあるかどうか、やっぱり何度も火事に遭つてたりするので、江戸屋敷が火事にあつてしまうと、燃えてしまうでしょうから。でも、そのわりに日記はちゃんと残ってますよね。

武井：日記は写本を作ったのだと思いますね。一番メインの重要な記録という位置付けで、それは無くしてはいけなかったのだと思います。

青木：写本も作ったでしょうけど、火事の時などにも優先的に持ち出すものだったのだと思います。最重要の文書は常に担いで持ち出せるようにしておくということがあつたようです。日記がそこまで重要だったかどうかはわかりませんが。

林：別帳というものを誰が管理していたかなのですが、少なくとも日記方は所在を知っていたと考えるとよいかと思えます。

武井：元禄七年三月十一日条に、「右御客付帳共に、生田源之丞方に有之」とわざわざ書いているということは、ふだんは日記方の手許にあるということでしょうか。

林：生田源之丞という人がどのような人か、調べてみないといけませんね。

青木：もしかしたら、芝居の係で、芝居の関係の文書だけはその人

のところにあるということだったのかもしれないということも考えられますね。

武井：生田源之丞については、翻刻する際にチェックはしたと思うのですが、はかばかしい成果は出なかった気がします。

林：元禄七年二月二十一日条に出ているようです。「御座敷圍之図、生田源之丞に相渡之」とあります。図面の係だったのででしょうかね。

鈴木さんが見ている加賀藩の史料なんかはどうですか。弘前藩庁日記はかなり詳しいと思うんですね。大体誰がどういうことをしたのかわかるのですが、加賀藩の場合はどうでしょうか。

鈴木：加賀藩の御用番方留帳などは、かなり整理された書き方になっているみたいで、番付などにも中に書いてあるものもあるのですが、貼ってあったりする場合もあって、それが「御用番方留帳」の方には貼ってあるけれども、それを写した「参議公年表」には貼っていないということもあるようです。かなり、整理されてしまった後の記録という感じで、別帳とかいうことも出てきていなかったと思います。

武井：日記があつて、それをまた重要なことだけ書き写してという写本のあり方もあったかもしれませんね。

鈴木：岡山藩の方は、特に藩主の移動にしたがつて、お手許のことを記録するという姿勢が決まっているので、どんどん簡略になっ

ていく気がします。

武井：こういうふうには「別帳云々」と書くのは、メインドキュメンタリーということなのでしようね。先ほども青木さんからお聞きしたことですが、大名家の文書の構造みたいなものも研究も進んでいるのでしょうか。

青木：結構進んでいると思いますね。ただ、大名家だと規模が大きくなるので、構造も複雑になります。

武井：やっぱり一つの大家文書を全部読むということはむづかしいですからね。

鈴木：今、牧野備後守家の御成記を見ているのですが、整理された形になっていて、式の次第を書いたものと、献立ばかり書いたものと、進物のやりとりを書いたものというように分冊で書いてあるようです。

武井：牧野のは今どこにあるの。

鈴木：笠間神社にあるそうです。

武井：林さんの後半の見物事の記事というのは、どういう結論が出たのだったでしょうか。

林：結局、大きく二つの種類に分けられて、日記の書き方として、

別帳を写したとは思えない書き方と、別帳で人の名前が並んでいる書き方で、時代が下がるにしたがって、そういう傾向になるということだと思います。

武井：組織が大きくなると、それぞれが書き上げてきたものを写さないといけないですよ。書く人がいろいろな係のことを目配りすることはできないということなのかな。

林：別帳は延宝頃にもあって、一々書かないと書いてあるわけですよ。やっぱり延宝頃の方が大きなお客さんが来てますよね。久世大和とか。元禄期に入ってくると、そんなに大っぴらにはできなくなってくると思うので、もつと内輪の集まりが増えてくると思います。そして、内輪の集まりで、半分以上家臣が見ているという場合もあるので、見物事の質は変わっていると思うし、延宝頃から見れば、三十年ぐらいの蓄積もできていたのではないかと思います。元禄期を見てると、非常にスムーズにマニュアル化されているという感じがするんですね。こういう時にはこうしたらいいということがわかっていて、しかも気の張るお客様ではなくて、出入りの町人とかも来ていて、また例のという感じで。

武井：確かにそういう感じがしますね。

林：それに対して延宝頃というのは、料理の記述の仕方とかみていると、次にこれをいかさなくてはという意識を感じます。津軽家にとつて、見物事の持っていた重さや意味は変わっていったということではないかと思えます。日記をまとめ始める時期というの

も延宝頃からですよ。最初は頑張るといふことはあったと思います。

武井：パターンができてしまうとお仕事になつてしまうような。

林：しかも、元禄期で何年間分もの記録がたまってきたわけですよ。そういう意味では、日記方にかかる労働量なども変化しているのではないかと思います。だから日記の記述にも変化が現れているのだらうかと思えます。

武井：日記方の個人的性格によるのかと思つたけど、やっぱり性格だけではないよね。いろいろな条件が重なってくるのでしょね。

林：芸能記事の前後を見ているんですけど、延宝頃と元禄頃とでは、既に違いますよね。

武井：話が変わりますが、下賜金の額というのは誰が決めるのでしょうか。お殿様が決めていたのでしょうか。

林：勘定方がやっていたのではないのでしょうか。

武井：担当の家老とかもいたのでしょうか。気の利いた家来だったら、お殿様が気に入ったみたいだから上乘せして、これでいいでしょうかとお伺いを立てるといふ感じだったのかな。

鈴木：オットセイを誰かにあげてましたよね。

林：常有にあげてましたね。

鈴木：それは誰があげようと決めるのでしょうか。

武井：それはやっぱりお殿様でしょうね、多分。「これを遣わせ」というような感じで。

林：何の根拠もないのですが、間に立って呼んで来る人が必ずいますよね。そういう人がいくら出すとか、大体の目安を作るのではないのでしょうか。

武井：記録がたまってきたら、一度そういうところに目を付けて見てみる必要もあるかもしれませんね。

林：「大和守日記」には役者を廃業した松本こざらしが「役者肝入」として出てくる。その他にも町人らしい名前も出て来るんですね。津軽家は明らかに家臣が窓口になっていますよね。あまり町方の人間は出ていないようです。大和守は誰の肝煎りかを気にして書いているところもあったようですが、津軽家のこういう公用日記では、役目として誰が対応するのかというところが大事だったのだと思うので、記述に出てくる肝煎りも「大和守日記」とは微妙に違うような気がします。

武井：どれだけ本当のことかわからないけれども、『奥富士物語』には家臣の侍が役者と交渉して、役者が派遣されるという話が出ています。

林：鈴木さんの見付けた加賀藩の史料でも、享保期に芝居町の役者がたくさん行ってるでしょう。あれだって絶対そういう交渉をしなくて訴訟になるのね。一応待ってもらっている時期で、実際に芝居はほとんどできていなかった時期だと思います。だから、森田座の役者は昼から行ってるでしょう。享保十一年というのは、土蔵作りをする時に、棧敷が三階のようになってしまうというので、それからんで大岡越前が由緒書を出せと云っている時期なのね。そういう時期に屋敷方に行ってるというのはすごいなと思います。

『江戸日記』享和三年十一月

■ 同四日 当番 稲葉丹下

一 御廣敷御用達申出候 明五日

御姫様御祝□御掛被為受候二付奥

惣女中江赤飯御酒御吸物被下方

相御□候 御式伺之通

■ 同十三日 当番 杉山小藤太

一 《略》

御書役申出候

満佐姫様御鉄漿初御祝儀御取替

帳一冊書 同阿部いせ守御奥様江

被進方目録帳一冊 同御祝儀

之次第一冊 同御祝儀下方一冊

惣帳四冊申出伺之通

来ル十五日

満佐姫様御鉄漿初御祝儀之

御料理事被仰出候旨 柳麿御用達江

申遣候

其節御掛之通御達二而申付候

■ 同十四日 当番 山鹿次郎左衛門

一 明十五日

満佐姫様御鉄漿初御祝儀御日延被仰付候罷而

真寿院様江も可申上付新御殿

用達被申遣候

但し□□

真寿院様新御殿御逗留に而

有是通申遣候

一 御書役申出候

御姫様御鉄漿初御祝儀に付

惣女中并夫々江罷下方帳面総

方入用みよし杉原々水引迄

三品渡方申出申付候通

■ 同十八日 当番 山鹿次郎左衛門

一 村田吉十郎申出候

満佐姫様御鉄漿初御祝儀

御惣家御祝御取替并外之祝被遣方

御帳面等出来入用右奉書々老中紙

迄三品渡方申遣申定之通

享和三癸亥年

滿佐姫様

御鉄漿初御祝之次第 扣

十一月

御附

御書方

(津輕家文書 TK386191)

御姫様御鉄漿初御祝儀

御祝之間

目出度御掛物

御床飾

御餅 一重 白木三方下臺居

但赤白一重若松葉糸華熨斗昆布折形色

重銀水引三方鶴龜松并組青画

御赤飯 白木三方下臺居

但上二末廣若并糸花三方鶴龜松并

組青画

左右

御瓶子 一雙 亀甲臺下臺居

蝶華形金紙裏銀紙飾重銀水引亀甲

臺鶴龜松并組青画

御三土器 白木三方

御銚子 提子

蝶花形金紙裏銀紙飾重銀水引

糸華飾

御祝之間飾付

御かね初之品々 白木三方 一

同小三方 二

右御鉄漿初御祝差上候式之儀候ハ其節二玉

御かね親江相傳可申事

御祝熨斗鮑 三方

右之通 御出座前飾置也

一 御姫様御當日御祝之御服被為改御祝之

間江 御着座 扱御かね親被召出 御目見被

仰付也 御熨斗鮑三方差上候 卒而玉女之

方江御向ひ御かね親聞神江向 此時御被祝之

御三方差上候 卒而御かね親御式法御祝を

差上候退而御被成義申上候事

一 右卒而

御姫様江御熨斗鮑三方差上候 目出度

御意有之 御介添御取合御手熨斗被下退座

一 右御祝相添

御姫様御祝之間江御着座 御かね親被

召出 御盃被下候節左之通差上候

一 替御吸物

一 御三盃

一 御狭肴

お銚子 提子

但御床置飾有之を用

一 御かね親江被下方被座之候御盃事之内

可被下事

一 右御祝相濟於御同所

數姫様 於共様 権之助様之御進物

持出御披露卒而 御退座被遊候事

屋形様 御前様 真寿院様

瑤地院様殿之御進物ハ御當朝御披露相濟

一 屋形様 御前様 御祝之間江御着座

御姫様御出座二而 御対顔御かね初之

御禮被仰上候 御介添御取合此時

屋形様 御前様江 御姫様ハ御差上

物持出御披露

一 右相濟於御同所御祝左之通

御祝熨斗鮑三方

替御吸物

御三土器

御狭肴

御銚子 提子

右之通差上之御盃事卒而

御雙方御退座被遊候事

一 右於御同所

真寿院様 瑤池院様 御着座

御姫様御出座 御対顔卒而前受之

通御祝差上候 御盃事被遊候事

但右御二方様江御姫様之御進物は當朝
御殿二而被進候間此處二而御披露無之候

一 右相濟 御雙方様江御料理被差上候事

但御料理二汁五菜御茶兩御菓子

一 御姫様御かね親并御介添之記兼而被
仰付候事

一 真寿院様 瑤池院様江 右御祝儀御整
被成之儀前廣御伺相濟前々御使者を以被為
入御祝被遊候様可申上事

一 九山大御奥様江は御かね筆候貫被成度二而
兼而被進御筆御祝被神事候付御答礼被有候方
御惣容様江も被進方御仕組之通御使者を以
被進候事

一 杉浦丹波守様御惣容様江被進方是又
御仕組之通御使者を以進候事

一 右御祝之御日限被仰出次第御近親様方江
御先格之通為御意被仰進候事

一 外々様之御當日御祝物等被進候ハ、追而御答礼
可被進候事

但右御使者之者御酒御吸物又は御先格二寄御進合可被下事

一 御祝之御當日御産神江

御最花 百匹

一 御姫様之御代参を以罷越候事

一 御祝御當日着服左之通

服紗小袖

麻上下 御家老

右同断 御用人

右同断 御側御用人

熨斗目 御小姓組頭

麻上下 御錠口役

服紗小袖 御奥向

麻上下

熨斗目 御廣敷

麻上下 御用達

服紗小袖

同

麻上下

御取次

右同断

同

御番人

右之通奉伺候 以上

十一月

御書役

ㄣ

享和三癸亥年
 満佐姫様
 御鉄漿初二付阿部伊勢守様
 同御奥様被進方 目論 扣
 十一月 御附
 御書役

伊勢守様江 干鯛 一折 染七屋
 御奥様江 干鯛 一折 同
 右は従 屋形様」
 伊勢守様 干鯛 一折 同
 御奥様 干鯛 一折 同
 右は従 御前様」

伊勢守様江 干鯛 一折 染七屋
 御奥様 御樽代 貳百疋
 行籃 一荷
 干鯛 一折 染七屋
 御樽代 貳百疋 白木屋」
 右は従 御姫様

右之通御祝御當日御仕進被進候事
 御奥様 紗服 五卷 紅 色 白木屋
 干鯛 一箱
 昆布 一箱
 鯛 一箱
 御樽代 千疋 白木屋
 右は従
 御姫様御鉄漿道具二被進候為」
 御答禮被進候様

屋形様

金三百疋

九山

御前様

同式百疋

大御奥様
御使女中江

御姫様

同式百疋

右之通奉伺候 以上

十一月

享和三癸亥年
御姫様御鉄漿初御祝儀御取替之写

御姫様江

御姫様御鉄漿初御祝儀御取替之写

屋形様

御前様

御使者

御前様

御用達

由

御小袖 一重 白木屋居
御服紗帯 一筋 《貼紙》御綸子物之

昆布 一折 同

干鯛 一折 同

御樽代 五百疋 同

御姫様江

真寿院様

御相合

御使者

瑶池院様

御用達

御姫様江

数姫様

御使者

於共様

同

権之助様

同

干鯛 一折 元

屋形様江

御姫様

御使者

干鯛 一折 白木屋

御樽代 二百疋 同

御前様江

御姫様

御使者

御用達

御小袖 一重 白木屋居
干鯛 一折 ぬり屋

《貼り紙》右之御振合二而被進候方
可然哉而奉存候

真寿院様江
御樽代
一折 白木屋
二百疋 同

真寿院様江
御姫様
御使者
御用達

干鯛
一折 ぬり屋
二百疋 白木屋

瑶池院様江

御姫様

御使者
御用達

右同断

数姫様

於共様江

権之助様

御姫様

御使者
御用達

干鯛

一折 元
ぬり屋

真寿院様

御使者
御用達

瑶池院様

同

屋形様

同

御前様

同

数姫様

同

於共様

同

権之助様

同

干鯛

一折 元

御目錄斗

同

右為御祝儀御當日

御雙方様御鉄之御使者を以御取替

被遊候事

屋形様

江御相合

御前様

御姫様ノ

御使者

鮮肴

御用達
一折 ぬり屋
」

真寿院様

江御相合

瑤池院様

御姫様ノ

御使者

鮮肴

御用達
一折 同

右は御祝之御小袖被進候由御答礼
御使者を以被差上候事
」

右之通
」

満佐姫様御鉄漿初御祝儀被下方
左之通

屋形様分

銀子 壹枚

九山大奥様御老中

御かね親相勤候

御前様分

金子 貳百疋

若浦

御姫様分為御引手

縮緬 二卷

銀子 貳枚

他熨斗

赤飯御酒吸物取肴二種

御料理二汁三菜干菓子

屋形様分

金子 貳百疋

御前様分

同 百疋

赤飯御酒吸物取肴二種

一金 三百疋
一同 二百疋

御列之役
御加之役

一同 二百疋

御取肴之役

赤飯御酒御吸物引肴二種

屋形様御附

銀子壹枚

御年寄老中人

赤飯御酒御吸物引肴二種

銀子壹枚

御年寄拾老中人

赤飯御酒御吸物引肴二種

金貳百疋

御中老老中人

赤飯御酒御吸物引肴二種

金百疋ツ、

御側女中三人

右同断

同格御次女中

右同断

御小姓老中人

赤飯御酒引肴二種

銀三両ツ、

御次女中

右同断

同格御中居式人

赤飯御酒鉢肴二種

鳥目七十疋

御中居

一 赤飯御酒鉢肴二種
 一 鳥目五十疋
 一 赤飯御酒吸物引肴二種
 一 銀子老枚
 一 赤飯御酒御吸物引肴二種
 一 銀子老枚
 一 赤飯御酒御吸物引肴二種
 一 金貳百疋
 一 赤飯御酒御吸物引肴二種
 一 金百疋
 一 赤飯御酒御吸物引肴二種
 一 金百疋
 一 赤飯御酒御吸物引肴二種
 一 赤飯御酒鉢肴二種
 一 銀三兩ツ、
 一 赤飯御酒鉢肴二種

御末老人
 真寿院御附
 御年寄老
 御年寄拾老
 御中老老
 御側女中七人
 御小姓老
 同伽老
 右同断
 御次女中四人

一 鳥目七十疋
 一 赤飯御酒鉢肴二種
 一 鳥目七十疋
 一 赤飯御酒吸物引肴二種
 一 銀子老枚
 一 赤飯御酒御吸物引肴二種
 一 金貳百疋
 一 赤飯御酒御吸物引肴二種
 一 赤飯御酒御吸物引肴二種
 一 金百疋ツ、
 一 赤飯御酒御吸物引肴二種
 一 右同断
 一 赤飯御酒引肴二種
 一 銀三兩ツ、
 一 赤飯御酒鉢肴二種
 一 鳥目七十疋ツ、
 一 赤飯御酒鉢肴二種
 一 鳥目五十疋
 一 赤飯御酒吸物引肴二種

御中居式人
 御末三人
 瑶池院御附
 御年寄老
 御中老老
 御側女中六人
 御小姓式人
 御次女中七人
 御中居式人
 御末四人
 御前様御附

銀子老杖

御年寄老入

赤飯御酒御吸物引肴二種

赤飯御酒引肴二種

御次女中式人

金貳百疋ツ、

御中老式人

銀三兩

赤飯御酒御吸物引肴二種

御側女中六人

赤飯御酒鉢肴二種

御中居老入

金百疋ツ、

右同断

御小姓老入

赤飯御酒鉢肴二種

御末老入

赤飯御酒引肴二種

御次女中四人

赤飯御酒御吸物引肴二種

数姫様御附

銀三兩

金貳百疋

御中老老入

赤飯御酒鉢肴二種

御中居三人

赤飯御酒御吸物引肴二種

御側女中式人

鳥目七十疋

金百疋ツ、

御側女中式人

赤飯御酒鉢肴二種

御末三人

右同断

御小姓老入

鳥目五十疋

赤飯御酒御吸物引肴二種

赤飯御酒引肴二種

御次女中式人

金貳百疋

御中老老入

銀三兩

御次女中式人

赤飯御酒御吸物引肴二種

御側女中三人

右同断

御乳持老入

金百疋

右同断

御小姓老入

赤飯御酒鉢肴二種

御中居三人

鳥目七十疋

一 赤飯御酒鉢肴二種
鳥目五十疋

御末老人

一 赤飯御酒鉢肴二種
鳥目七十疋

御中居老人

一 赤飯御酒御吸物引肴二種
金貳百疋

於共様御附

御中老老人

一 赤飯御酒鉢肴二種
鳥目五十疋

御末老人

一 赤飯御酒御吸物引肴二種
金百疋

御側女中老人

一 赤飯
鳥目三十疋

其掛

下女老人

一 赤飯御酒引肴二種
銀三両

御次女中老人

一 金五百疋

御書役四人

一 右同断

御乳持老人

一 右同断

御錠口役六人

一 赤飯御酒鉢肴二種
鳥目七十疋

御中居老人

《貼紙》
但御錠口役六人被上三百疋ツ、被下方
罷儀二百疋ツ、上納之事
メ三両上納成り

一 赤飯御酒御吸物引肴二種
金百疋

權之助様御附

御側女中老人

一 右同断

御廣敷

御用達式人

一 赤飯御酒引肴二種
銀三両ツ、

御次女中三人

一 金三百疋

御用達四人

一 右同断

御乳持式人

一 右同断

御廣敷

御醫者九人

一 同式百疋

御内用役三人

一金式百疋

御中老一人

一同 百疋

右同
御取次式人

一金百疋

御側女中三人

一 両口老斤ツ、

右同
御番三人

一 右同

御小姓老人

一 鳥目七拾疋

右同
錠前番式人

一 銀三両ツ、

御次女中式人

毛坊主老人

一 鳥目七十疋

御中居老人

一 鳥目五十疋

右同
小使八人

一 鳥目五十疋

御末老人

一 右同断

水汲老人

右御列女中々以下足迄ハ

右は御祝二付為御祝儀

満佐姫様為御祝儀従

満佐姫様今前段被下置候

屋形様御前様御相合二而被下置候

満佐姫様為御祝儀従

一 赤飯御酒吸物
引肴 二種

御家老

屋形様御前様御相合二而被下置候

御側御用人

《貼紙》此處二て不入上江書入可申事

御小姓組頭

一 赤飯御酒吸物引肴二種

其掛

一 赤飯御酒吸物

御内甚左衛門

銀子老杖

満佐姫御附

引肴 一種

御用達

当番切御目付

赤飯御酒吸物

御式御用取役

御近習小姓

引肴 一種

村田傳次

御小納戸役

金三百疋

同右

一 赤飯御酒

御醫者

一 金三百疋

村田吉十郎

引肴二種

御近習番

当番御使者番御小姓組

右之通奉伺候 以上

御右筆

御臺所頭

一 赤飯御酒

御廣敷御取次

十一月

御書役

引肴一種

御茶道

御近習坊主

御書方物書

御廣敷御内用役

一 赤飯斗

御廣敷御番人

同 錠前番

御茶道附

一 御酒むしり肴

御臺所廻り

一種ツ、

御坊主不残